令和7年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金　質問・回答一覧

No.	質問	回答
1	令和7年度「スマートシティさいたまモデル」構築事業費補助金交付要領において、別表（第２条関係）の人件費の内容に「補助事業費」とありますが、「補助事業費」とは、補助事業にかかる経費全体を指しますでしょうか？ 「補助事業費の１割を上限とする。」とは、仮に経費の１００％が人件費の場合、上限３００万円の１割の３０万円が上限となりますでしょうか？	前段については、お見込みのとおりです。 後段については、補助対象事業の実施に直接必要な経費の内、人件費については１割を上限とします。なお、当該交付要領にも記載のとおり、当該事業に関する経費の１／２を、３００万円を上限として補助いたします。